

消防危第 279 号
令和 6 年 9 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

各都道府県消防防災主管部長においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理す
る一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨を周知するようお願いします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出
するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：三宅、小澤
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

問1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所では、危険物の規制に関する規則第40条の3の10第3号イにおいて、「顧客の給油作業等を直視等により適切に監視すること」と規定されている。また、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第87号）では、「可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと」とされている。

このことについて、次の1から4までの要件を満たす場合は、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行うこととして差し支えないか。

- 1 次の機能を有する監視制御装置を設けること。
 - (1) 次の事項を検知して継続的に監視するとともに、その旨の信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能
 - ア 自動車又は原動機付自転車の停車
 - イ 給油ノズルを固定給油設備から取る動作
 - ウ 給油ノズルが給油口に挿入される動作
 - エ 給油を行う動作
 - オ 給油ノズルを固定給油設備に戻す動作
 - (2) 次の異常を検知し、その信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能
 - ア 自動車又は原動機付自転車が適正な位置に停車されないこと。
 - イ (1)ウの動作に至った後、自動車又は原動機付自転車から顧客が離れること。
 - ウ 固定給油設備の付近に2人以上の顧客が確認されること。
 - エ 固定給油設備の付近に火気があること。
 - オ 固定給油設備の付近に携行缶及びポリタンクがあること。
- 2 制御卓及び可搬式の制御機器は、次の機能を有すること。
 - (1) 固定給油設備周辺のカメラ映像を表示できる機能（複数の固定給油設備がある場合は、各固定給油設備のカメラ映像を切替えて表示できる機能）
 - (2) 1(1)アの停車又は1(1)イからオまでのいずれかの動作を検知した場合は、画面表示により従業員に報知する機能
 - (3) 1(2)アからオまでのいずれかの異常を検知した場合は、画面表示及び警報音により従業員に報知し、又は給油を停止する機能
- 3 固定給油設備の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。
- 4 次の場合に従業員がとるべき措置に関する事項を予防規程に明記するとともに、適切に対応することができる体制等（従業員の配置、掲示物等による顧客への周知等）を整備すること。
 - (1) 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合
 - (2) 顧客からの呼び出しがあった場合
 - (3) 事故が発生した場合

答 お見込みのとおり。

なお、3の消火器は、第5種の消火設備として設置するものと兼用して差し支えない。

問2 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 AI システムの導入に向けた実証実験について」（令和6年3月29日付け消防危第75号）に基づいて実証実験を実施する場合で、問1の1から4までの要件を満たす場合は、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客の給油作業の監視に加え、顧客自らによる容器への詰替え作業の監視についても、固定注油設備や注油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行うこととして差し支えないか。

答 お見込みのとおり。